

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十五第

月四年六十和昭

論 叢

大島貞益とその思想……………

經濟學博士 本庄榮治郎

日本經濟の再生産機構の研究のために……………

經濟學博士 柴田敬

管子の經濟思想……………

經濟學士 穗積文雄

研 究

アダム・スミスの自然的自由……………

經濟學士 白杉庄一郎

中小工業統制組織と金融問題……………

經濟學士 田 杉 競

輸出向絹織業の確立……………

經濟學士 堀江英一

說 苑

所得の分配と累進税……………

經濟學博士 汐見三郎

モンテスキューの經濟思想……………

經濟學士 河野健二

梁漱溟の村治論……………

經濟學士 菊田太郎

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

中小工業統制組織の金融問題

田 杉 競

「中小工業の維持育成」にとつては中小工業の金融組織の整備改善が一の重要な手段であるけれども、今日の經濟統制、殊に生産統制及び金融統制の第一目標は中小工業にはない。更めていふ迄もなく、今日の經濟統制の窮極の目標は國防國家の建設にあり、何よりも戰時經濟を圓滑に運営し、重要資材の供給を確保せんとするもので、中小工業がその中において占める地位は決して大なりとは認められない。けれども一方では生産力不足の際、中小工業の生産力をも軍需生産のために動員し、國民經濟の再編成を行ふとともに、他方國民の中堅層たる中小工業者に生活の不安を與へざるためにこそ、彼等の維持育成が必要とされるのである。換言すれば中小工業は他の生産部門の豫備軍として、或は犠牲者といふ意味に於て、政策の對象となるべきであり、又現になつてゐるのである。従つてこの場合とられる各種の統制は必ずしも中小工業の生産活動を積極的に促進するものではなくして、逆に統制から來る多くの摩擦困難を中小工業政策を以て救済せんとする如き色彩が強い。また金融統制の側から見ても事態は異ならない。戰時金融統制は、第一に公債消化、第二に生産力擴充資金の供給を目的とするが故に、擴充資金の供給も國防國家建設に必要な方面にのみ與へられざるを得ず、精々上記の如き再編成又は保護育成の對象となる場合に、限られた程度の金融的援助が與へられることとなる。

1) 閣議決定「經濟新體制確立要綱」の一項。

戰時經濟統制の本質にしてかくの如くであるならば、中小工業は統制によつて好影響を受けるよりもむしろ困難に直面することが多いのは當然である。現に各種原材料の配給統制によつて中小工業者は轉廢業の餘儀なきに至り、能ふ限り軍需工場への轉換が要請された。又配給統制が商人排除傾向を強め問屋の没落といふ現象を惹起し、このため従來彼等に依存すること少からざりし中小工業者は多少の打撃をうけた。

問屋の没落に伴ふ中小工業金融の問題については嘗て論じたことがあるが、²⁾なほ轉業問題・配給統制等に關しても統制組織としての工業組合の活動は益々重大化する傾向にあるから、こゝには統制組織の活動若くは運営のための金融問題を取り上げ、主として工業組合の運用資金につき述べ、工業組合・商業組合等の資金源泉をなす商工組合中央金庫の近況については他の機會に分析を加へたい。

二

支那事變勃發以來、鐵鋼その他の使用統制（鋼製品並に鉄鐵物の製造制限、銅・皮革・ゴム等の使用制限など）及び各種資材の配給統制の結果、營業の維持困難となり、轉業を必要とする中小工業者の多數生じて來たに對して、政府の轉業指導方針はこれらを原則として集團的に轉業せしめんとするにあつた。即ちこれら工業者をして工業組合（若くは工業小組合・有限會社）を組織せしめ、これに對して指導機關をして指導を行はしめることとした。しかも轉業に際しては従來の營業を一應拋棄して新しき設備と資金とを要することは勿論ながら、原材料の配給最も豊富なる軍需工業方面にては生産技術上の要求高きため、個々の業者に無統制に設備を設けさせるのはかゝる要求に副ふ所以でもなく、資材不足の折柄種々の問題を起すこととなるから、共同作業場に必要なる機械設備をなすとともに、こゝに技術的指導を加へることが至當とされる。この共同作業場の主體として工業組合（若くは工業

2) 拙稿 統制組織と問屋金融（經濟論叢 第51卷第3號）。

小組合・有限會社）は統制組織たる意義を更に増大するに至り、同時に作業場設備のための資金調達にも當らねばならない事となつた。

また各種の工業に於て見る如く、統制のため原材料・製品若くは滞貨等を統制組織をして一旦買取らしめ、配給・共同販賣又は輸出せしめる場合が多くなつた。こゝに工業組合と別個に統制會社を設立する場合にも統制會社は工業組合又はその聯合會の別働隊であり、工業組合がそのため資金を調達しなければならぬ。メリヤス工業・ゴム工業その他においてかゝる例を見る。

更に嘗て述べたる如く、統制の強化とともに、從來多くの資金を中小工業者に供給してゐた問屋の没落に遭つて工業者は今後の資金を他の方面から仰がねばならぬ。殊に昭和十五年七月七日の「奢侈品等製造制限規則」（所謂七・七禁令）の實施された場合の如き急激なる變動に際しては、問屋及び工業者の打撃大きく、工業組合の金融的活動が前景に浮び出で、組合員に對する資金の供給に當らねばならぬ。

かくて統制組織として工業組合その他の組織の活動が要請されるに伴ひ、統制組織の資金需要大となり、その金融問題が愈々重大化して來たのである。殊に統制が中小工業はいふに及ばず、大工業に至るまで工業組合の組織を利用すること多く、工業組合に對する金融は益々大きな意義をもつ傾向がある。たゞ大工業に於ては從來とも銀行・信託會社の如き一般金融機關との取引多く、統制組織として工業組合の形をとる場合といへども、その金融は大なる問題でなく、従つてこゝにも主として中小工業における組合の金融問題に限つて扱ふこととする。

工業組合、その他の統制組織の金融問題につき便宜上、轉業のための共同設備資金と、各種統制會社の經營資金並に工業者に對する金融のための資金（所謂轉貸資金）とに分ち述べる。

三

先づ轉業資金について見るに、こゝでは金融の問題のほかは國家による資金の補給、即ち國庫補助があることを注意せねばならぬ。政府の轉業指導方針が共同作業場主義をとり、之に補助金を與へる理由は次の諸點にあるであらう。第一に規格嚴重なる機械器具製品を主とする限り、生産設備並に生産技術の精密が最大の條件である。そして或る程度以上に優秀なる設備を備へんためには多額の資金を必要とする。たとひ今まで平和産業用機械の生産を行つて來た工場で生産設備の大部分を軍需品生産に轉用し得る場合でも、なほ或はより、精密な、或はより特殊なる數個の新機械設備を要すること多く、このために幾何かの資金が必要である。然るに従來の營業繼續が困難となつた中小工業者各自では到底その負擔に堪へない事がある。共同作業場ならばその困難を軽減するであらう。またこれら機械を個々の業者が無統制に設備するときは必ずしも良質のものを設備するとは限らず、必要以上に重複を招くであらうし、従つて第二に資材不足の折柄望ましくなく、第三に將來工業者への負擔を重くする。第四にはかゝる中心工場に對して技術並に經營上の指導を加へるときは、軍需品生産に慣れない業者にも比較的容易に指導の効果を擧げることが出来る。かゝる理由から共同作業場中心主義がとられたのであるが、作業場の設備費が少くないため、之が調達容易でなく、こゝに政府の轉業助成施設の一として共同作業場に對する國庫補助が與へられることとなり、又屢々主要府縣・大都市よりの補助も與へられたわけである。かゝる補助金は飽くまで補助ではあるけれども、他方から見れば國家による資金補給であり、金融問題の少くとも一部の解決にほかならぬ。返済を要しないから資金の融通ではないけれども、補助のあるだけ金融を要する額は減少する筈である。後述の預金部による轉業資金の融通がかゝる補助金と關聯せしめられてゐるのを見れば、この點は疑ひを

容れないところであらう。次に共同作業場に対する國庫その他の補助を概観する。

一 商工省による工業組合共同設備費補助 工業組合が共同事業の一として共同利用設備を設置して組合員の経営改善に資せんとするに對しては、既に早くより商工省よりの補助金が與へられてゐた。昭和十三年度は豫算ではこの補助金總額百八十七萬五千圓であつたが、轉業問題の緊急化するや、追加してこの爲め四百二十萬圓を補助することとなり、續いて十四年度も四百二十萬圓の豫算を以て補助を行つた。この中三百二十萬圓は軍需工業に、百萬圓は輸出品工業及び代用品工業に對して與へられた。昭和十五年は四百萬圓。轉業を要する業者に對して既に工業組合を組織せるものはその組合に對し、又組織してゐない業者については轉業相談所その他の轉業指導機關を通じて新に工業組合を結成せしめ、その組合に對して補助を與へ、共同作業場を新設または擴充せしめる。補助率は五割以内とする。

二 商工省による工業小組合共同設備費補助 上記の如き工業組合の共同作業場を設置する場合には、原則として組合員の設備を以て作業せしめ、その補充的設備として共同作業場を構成することとなつてゐるが、中小工業者にあつては自己の設備とて極めて貧弱で殆ど取るに足りないものであるから、ひいて事實上共同作業場を利用出来ないし、また彼等のみで工業組合を結成することも容易でないから、小工業者のみ十人前後をもつて工業小組合を組織し、彼等自身の設備を大部分持寄り、之に必要な設備を追加することにより單位工場を構成する途が拓かれた。即ち小組合の共同作業場は個々の工業者の工場を離れ、それのみにて全ての或は大部分の作業を完結し得る如き、所謂一貫作業的な設備をなすことを認められた。轉業に際して最も問題になるのはかゝる零細工業者であるところから、商工省はこれら小組合の共同設備費に對しては昭和十四年度より四十五萬圓の豫算を

以て補助を與へることとした。十五年度には約百萬圓の豫算が之にあてられてゐる。補助率は七割五分以内である。

三 商工省及び道府縣による弱小工業組合共同設備費補助 第一の工業組合に對する國庫補助は共同作業場の設備費に對して五割を限度とするから、殘餘の五割餘については組合員の出資によるか、預金部低利資金その他の借入を必要とするわけであるが、工業者が零細であり、組合の資力十分でないところでは、かゝる作業場の設置は必ずしも容易でない。そこでかゝる弱小工業組合に對しては府縣をして共同作業場の場屋並に機械設備を設置せしめ、之を組合に貸與することとした。先づ地方廳が適當と認める設備をなし、こゝに零細工業者を集めて共同作業をなさしめ、これら業者の組織化を行ふわけであつて、この場合商工省が設備費の七割五分を府縣に補助し、殘餘の二割五分を府縣が負擔して設備を行ふのであるから、業者は共同設備のための資金を全く必要とせず、たゞ設備の貸與をうけて使用料を拂ふだけとなる。弱小工業組合共同設備費國庫補助は昭和十四年度七十五萬圓、十五年度五十萬圓の豫算である。但し十五年度は前項の小組合に對する補助と一括して百五十萬圓と計上され、凡その振當ては小組合百萬圓、弱小工業組合五十萬圓となつて居り、兩者の間に融通が出来る。

四 商工省による有限會社事業設備費補助 比較的零細なる工業者が共同して轉業設備をなすとき、工業小組合を組織するのは一つの方法であるが、この場合には業者はなほ獨立の名義と計算を持ち、結合の鞏固さになほ缺くところがある。事業の種類と業者の構成によつては單一企業を構成し、緊密な組織を以て營業を維持し、又は轉換することが有利なる場合もある。この爲めに有限會社による合同が勸奨され、昭和十五年度にはその事業設備につき五割を補助することとした。³⁾ 現物出資とする設備についてはその改造・修繕・移轉に要する費用、

3) 植原勉 中小工業の集團轉業と有限會社(工業國策 第3卷第8號)。

會社設立と同時に新に設置する設備についてはその購入・新築・整地の費用をも加へ、これら費用の五割までを補助するのである。既に十五年末までに有限會社の設立せられたものは次の如き數に上り、中小商工業關係のものが大部分を占めてゐる。(第1表、第2表)

第1表
業種別有限會社數
(昭和15年末)

商業	166
工業	119
關係工業	33
關係工業	10
關係工業	20
關係工業	20
關係工業	3
關係工業	10
關係工業	16
關係工業	7
關係工業	6
關係工業	4
關係工業	295

第2表
資本金別有限會社數
(昭和15年末)

1萬圓以上	125
5萬圓以上	72
10萬圓以上	42
15萬圓以上	53
30萬圓以上	1
50萬圓以上	2
合計	295

商工省調によれば、この中事業設備費の補助申請あつたものは昭和十六年二月十六日現在において二百である。

五 商工省による共同設備改造修繕費補助 商工省は従來工業組合及び工業小組合に對し上記の如き補助を與へて共同作業場を奨励して來たけれども、資材並に機械の不足から設備の増新設が益々困難となつて來た。こゝに於てこれら組合の共同設備にして改造修繕によつて使用可能なものを極力利用せしめんが爲め、商工省は昭和十五年度より該設備が政府補助に係るものなると否とを問はず、その改造修繕に對して補助を與へることとした。六 道府縣・大都市による共同設備費補助 以上の如き商工省の補助に準じて地方團體より與へるものがある。

例へば東京府は工業組合の共同設備費に對してその三分の二を限度として補助し、商工省の補助に洩れたものを救済し、或は共同作業場を技術的にも經營上にも一種の模範工場として構成せんとした。又東京市は小工業者十

4) 商工組合中央金庫調(商工金融 第4卷第1號より)。
5) 商工省振興部發表。

人前後を以て共同受注團體たる「工業會」を組織せしめ、受注を斡旋すると共に、昭和十三年度はその共同設備費に對し三分の二を限度として助成金を與へた。然し十四年度には小組合制度の實施さるゝに伴ひ、その共同設備に同様な助成金を與へることゝした。昭和十五年末において東京市内の工業會は約六十を算へ、そのうち十一は小組合に改組され、國庫よりの補助金を得たものもある。(ほかに最初より小組合として組織されたものもある)但し最近共同作業場の實情に鑑み助成金を中止するに至つた。

四

以上の場合國庫又は道府縣・大都市より共同設備費の一部に對して補助が與へられるが、それは第三の場合を除いて、何れも設備費の一部、即ち二分の一、三分の二或は四分の三に止まり、殘餘については組合・小組合或は有限會社自身が資金の調達に任せねばならぬ。組合員の出資によるか、工業組合等自らが金融機關より借入れなければならぬ。換言すれば共同作業場に對する補助は轉業に關する統制組織の資金問題を完全に解消したものでなく、その一部を補給するものであるのみ。而して轉業者の組織する工業組合等にて業者の出資のみを以て所要資金を賄ひ得る如き場合が決して多くないとすれば、これら工業組合等は何處から資金を借入れるか。事實、轉業を要すること最も多き金屬・機械工業の方面にては、纖維工業に比して、概ね工業組合の歴史淺く、積立金の如きも少額にして自ら調達することは困難であつた。

本來轉業に際しては多少とも未經験の營業分野に移るのであるからその成否は見透し難く、一般金融機關の眼より見れば危険多く、工業者が彼等より融通を得んとしても貸付を躊躇することが考へられる。こゝに於て政府は預金部の低利資金を日本興業銀行・日本勸業銀行・商工組合中央金庫等を通じて、轉業者のために特に有利な

6) 東京市 市政週報 第10號。
7) 商工組合中央金庫調 商工組合資金調査(商工金融 第3卷第11號)。

條件で融通する制度を開き、昭和十三年末より「中小商工業轉換資金」と稱し二千萬圓をこのために放出することとしたのである。

この轉換資金は大體に於て一般中小商工業者に對する預金部資金、即ち中小商工業振興資金と同様の條件と手續とを以て融通されるが、特に上記の國庫又は地方團體の補助と連絡をとり、その補助殘額について資金を供給することに重點を置いて、漸次融通金額を増加して來た。⁸⁾従つてその融通に當つても轉業者個人が融通をうける場合は別として、轉業者の組織する工業組合がうける場合は、「政府若くは地方公共團體の補助を受け又は政府、地方公共團體若くはその經營若くは指導監督する轉業相談機關の指導斡旋に依り業務を轉換せんとするもの」に限るといふ條件が附せられてゐる。⁹⁾また特に轉業のための融通であるから、利率その他の條件も他の預金部資金、例へば振興資金に比し一段と有利である。先づ(一)振興資金は個人(若くは工業小組合)に限られ組合に融通されないが(この爲めには別に預金部の各種組合普通事業資金がある)、轉換資金は轉業指導方針に従ひ、個人のほか各種組合にも融通される。次に(二)利率は組合に對しては年三分九厘以内、工業者に對しては年七分二厘以内で他の場合と異らない如くであるが、次に述ぶる損失補償料の撤廢により損失補償制度の適用ある場合には五分二厘以内と輕減され、又(三)貸付限度は組合については限度なく、個人の場合二萬圓より三萬圓に擴張され、(四)月賦償還の場合に据置期間が二年より三年に延長され、更に(五)資金の用途は營業資金のみならず「業務轉換の爲必要已を得ざる舊業務整理資金(舊債の借換を含む但し當該貸付機關の舊債なるときは大藏大臣の承認ありたるものに限る)」をも認められてゐる。最後に(六)この轉換資金(金融機關の自己資金により一定條件にて轉業金融を行つた場合にも適用されるが)については一般の中小商工業資金融通損失補償制度と異なる「中小商工業轉換資金融通損失補償制度」が實施され

8) 拙稿「中小工業金融と損失補償制度(社會政策時報 第226號)。
9) 商工省振興部「中小商工業金融關係規程」參照。

ることとなり、金融機關がうけ得る損失補償の限度を従来の總損失額の全額、貸付金總額の五割から總損失額の全額、貸付金總額の三分の二に擴張し、又政府が徴してゐた再補償料(年五厘)を撤廢した。再補償料は道府縣・六大都市の徴する補償料(年一分五厘以内)と共に貸付利率の中に含まれて借受人の負擔となつてゐたものであるから、再補償料の撤廢によつて轉業者の利子負擔は輕減されるわけで、更に道府縣・六大都市の補償料も漸次全部撤廢されるに至つたから、前述の如く轉換資金の利率がこの制度の適用ある場合に五分二厘以内と定められたのである。しかも損失補償料の撤廢は借受人の負擔を輕減するに止らず、金融機關の手數を省略することによつてもこの制度普及の障礙を取除くものであり、金融機關にとつて損失危険を輕減するだけ轉換資金の利用を促進することとなるであらう。¹⁰⁾

かくの如き轉換資金の融通と之に關聯せる諸條件の改善によつて轉業金融は著しく容易となつた。その貸付状況を見るに當初は轉業自體の困難及び計畫・實施の遅延によつて豫定二千萬圓の轉換資金の利用状況は渺々しくなかつた(第3表)。組合を中心とする集團轉業方針がとられた爲め、商工業組合に對する融通多く、例へば十四年三月末には大部分が商工組合中央金庫を經由して商工業組合に融通され、しかもその中で工業組合が殆ど全部を占めてゐた。然しそのうち轉換資金の融通に上記の損失補償制度が實施されて以來、組合と並んで個人に對する融通も著しく増加を見、最近合計一千五百萬圓に達することゝなつた(第3表、第4表)。¹¹⁾ なほ今日といへども個人に比すれば組合に對する融通が極めて多く前記方針を如實に反映してゐる(第1表)。しかも商業組合は二口のみ、他はすべて工業組合に對するものであつて(第5表、かくて業務轉換のための共同作業場設備費について轉換資金の果してゐる役割は決して少からざるものがある。最近豫定の二千萬圓にては残り少くなつたため十五

10) 損失補償制度の效果には一定の限界が考へられる。社會政策時報(第226號)所載拙稿參照。

11) 第3表—第6表 商工省振興部金融課發表。

年十月振興資金と並んでこゝへも更に一千萬圓を追加し、合計三千萬圓を融通し得ることゝしたほどである。

第3表 轉換資金經由機關別供給決定狀況

月 末	商工組合 中央金庫	興業銀行	勸業銀行	産業組合 中央金庫	計
14年 3月	2,137	905	448	3	2,272
15年 4月	7,225	3,782	504	3	11,515
15年12月	10,858	3,821	594	3	15,277

(單位千圓)

第4表 同 最終借受主別供給決定狀況

月 末	商工業組合	中小商工業者	計
15年 4月	7,122	4,393	11,515
15年12月	10,541	4,735	15,277

(中小商工業者は小組合を含む 單位千圓)

第5表 同 組合別供給決定狀況

月 末	工業組合		商業組合		計
15年 4月	(319)	7,120	(1)	2	(320) 7,122
15年12月	(403)	10,280	(2)	261	(405) 10,541

(括弧内は件數 單位千圓)

第6表 同 組合用途別供給決定狀況

月 末	設備資金	運轉資金	計
15年 4月	6,837	784	7,122
15年12月	8,692	1,849	10,541

(單位千圓)

またこの資金は設備資金のみならず、運轉資金にも融通され得るのであるが、事實上後者は一割内外に過ぎざるを見ても大部分が共同設備のために融通され、轉業の促進につき金融的側面から相當大なる効果をあげてゐるのを知る(第6表)。この預金部轉換資金のほか振興資金も轉業金融のため利用し得ることゝなつてゐる。

以上の如く、共同作業場に對する國庫補助ならびに預金部轉換資金の融通は工業組合その他の統制組織に對

して轉業問題の解決に少からざる効果をあげたことを認めねばならぬ。少くともそのための資金調達について一應の貢獻あつたことは事實である。然し遑つてかゝる共同作業場を中心とする轉業指導方針の結果を見るときは、轉業問題が金融問題のみを以て解決され難いことを知る。なるほど共同作業場を設備すれば、多少とも優秀なる機械設備と技術指導とによつて製品精度の向上を望み得る筈であるけれども、然し工業者の共同作業場利用に對する熱意なきとき、又機械設備の容易に得難きとき、實際の効果は仲々舉らない。その上最近は、第一に勞働者を得ること困難にして、他方業者が自らの工場をも維持せんとすれば、一旦設備したる共同作業場の方が遊ぶこととなる。第二にかゝる状態にて技術の向上と受註とにつき努力しなければ資材の配給は直ちに減少し、共同作業場は愈々睡眠状態に陥る。かくて設備が休轉すれば、共同作業場のために借入れた資金は、たとひ利率が低からうとも、工業組合にとつて負擔となることは明かである。これらの點に共同作業場の困難があり、補助金や轉換資金が與へられたゞけ直ちに轉業問題の解決とならず、根本的には中小工業の全生産に占むる地位から問題は決定されるのである。既述の如く東京市において工業會及び小組合に對する助成金交付を中止したのも一はかゝる事情に基く。

五

轉業金融のほか、統制組織の金融問題としては統制會社・共販會社等に對する金融、七・七禁令の如き場合における統制犧牲者に對する工業組合の轉貸資金等がある。また最近商工省は織物業・金屬工業・機械工業等に企業合同を勸奨してゐるが、合同によつて成立する有限會社・工業小組合の如きも一種の統制組織と見るならばこれらが設立當初必要とする資金の融通の如きも一つの問題である。

統制の益を強化するに従ひ、原材料の共同購入又は配給、製品の共同販賣のため工業組合又はその聯合會がかかる事業を行ひ、或は別個に統制會社・共販會社の設立を命ぜられることが多くなつて來た。然し事變勃發後、臨時資金調整法が發布されて暫くの間、金融機關は資金の運用に制限を加へられ、しかも他方政府支出の増加から預金の著しい増加を見た頃には、金融機關はその運用先を求めてかゝる統制組織に對して容易に融通を與へた。蓋し統制が強化され、しかも統制は工業組合又はその聯合會を中心として行ふものであつたから、個人よりもかゝる方面に投資した方が遙かに安全と考へられ、又國策的投資ともなるから、喜んでといふよりも争つて統制會社等へ貸付けたのである。従つて當時はかゝる統制組織に對する金融問題は比較的簡單であつた。然るに預金増勢の鈍化した十五年秋以來はこの傾向は消滅し、一般金融機關より統制組織への融資が減少して、殊に七・七禁令の影響もあつて従來の貸付をも引き上げられる場合があつた。統制會社・共販會社等も事實上工業組合の延長であり、統制上極めて必要なるものであるに拘らず、これらの金融問題が容易でなくなつたため、今や預金の資金を融通し、或は商工組合中央金庫よりの融通を與へんとしつゝある。本來商工組合中央金庫は商工業組合並に貿易組合に對する融通を目的とするものであるけれども、かくの如き事情に鑑みて十五年秋中央金庫よりかゝる統制會社及び企業合同の結果設立される有限會社についても融通を與へ得るやう、法律の改正方を主務大臣宛建議した如くである。¹²⁾

次に工業組合の組合員に對する金融事業は從來も屢々行はれて居り、この爲めの資金即ち轉貸資金は聯合會・銀行又は商工組合中央金庫に仰いでゐた。事變以來、問屋の没落その他の事情によつて組合の金融事業の必要は増大してゐるけれども、之を實施してゐる工業組合は全體の三分の一程度で必ずしも多くない。然し七・七禁令

の如き急激な變動に際してはかゝる金融は極めて重大な問題となる。七・七禁令はいふ迄もなく、高級織物その他の消費財がインフレーションの結果著しく贅澤品の傾向を強め、消費節約の趣旨に反しひいて物價統制を棄す弊あるを防ぐため、十五年七月七日以後贅澤品と認むべきものゝ製造販賣を禁止せんとしたものであるが、販賣猶豫期間を三ヶ月認めたとに拘らず、他方で當初取締方針の行過ぎもあつて、實際上の効果は織物業その他に痛烈な打撃を與へるに至り、地方により業種によりては多くの休業・倒産を出す有様であつた。かくの如き場合、一時は統制外の商品まで販路杜絶を見るから、業者は運轉資金に窮するのみならず、贅澤品より大衆品へ轉換するに當つても設備改造その他のため資金を必要とし、緊急の金融問題が発生する。織物業における工業組合は概ね古き歴史を有し、金融事業を行つてゐるものが少くなかつたから、この時も例へば丹後縮緬工業組合（三百五十萬圓）又は足利（五十萬圓）・伊勢崎（百五十萬圓）の織物工業組合は商工組合中央金庫より資金を仰いで組合員に對する融資を行つた。また京都西陣織物方面では金銀糸工業組合及び西陣織物工業組合が市内大銀行（三井・三菱・住友第一・安田・第百・三和）より一千餘萬圓の融資を仰いだ。

工業組合がこれら任務に要する資金は前記の如き預金部の中小商工業轉換資金又は中小商工業振興資金に仰ぐほか、普通銀行その他の一般金融機關より得ることがあるのは勿論であるが、之を容易にするための施設として東京市の産業資金借入保證が注目される。元來信用組合・商工業組合が金融機關より借入れる場合に通常理事者の個人保證が求められ、理事者は勿論之を喜ばないため、少からぬ困難に直面した。こゝに於て東京市は昭和十三年よりかゝる借入に對し市長が保證をなすことによつて、信用組合の資金獲得を容易ならしめ、次いでその好成績に鑑み十五年十月よりは商工業組合にもこの制度を適用することとした。之によれば市が適當と認むる信用

組合・商業組合・工業組合・漁業組合等が市長の指定した金融機關より産業資金の借入をなす場合市長がその債務の保證をなし、かくて市自身の資金を要せずして組合の事業資金を豊富になし得ることゝなつたのである。

六

以上の如く統制組織として工業組合は益々重要な地位と使命とを持たされ、従つてその資金を要すること愈々大なるものがあるが、殊に歴史淺く積立金少き金屬・機械工業關係の組合においては、轉業資金の如きも國庫補助——資本補給と預金部低利資金に多くを俟たざるを得ず、組合が一般金融機關より融通を得ることは必ずしも困難でないとしても、金融市場の狀況次第でかなり不安定な融通であることを知らねばならぬ。かくの如き場合には商工業組合の系統機關たる商工組合中央金庫の持つ意義は特に大であるが、この詳細なる研究は他の機會に譲らねばならぬ。